

○ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）

改 正 案	現 行
（対応措置等に関する説明書類の作成に係る期間等） 第七条（略） 2 金融機関は、別紙様式第一号により作成した法第七条第一項に規定する説明書類（同条第二項の規定により作成される電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。第九条第四項において同じ。）を含む。次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、前項に規定する各期間経過後四十五日以内に開始し、一年間公衆の縦覧に供しなければならない。 3 金融機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する金融機関以外の金融機関にあつては、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。 4 金融機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。	（対応措置等に関する説明書類の作成に係る期間等） 第七条（略） 2 金融機関は、別紙様式第一号により作成した法第七条第一項に規定する説明書類（同条第二項の規定により作成される電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。第九条第四項において同じ。）を含む。）の縦覧を、前項に規定する各期間経過後四十五日以内に開始し、一年間公衆の縦覧に供しなければならない。 （新設） （新設）

5 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金融機関が第二項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。	(新設)
6 (略)	3 (略)
(行政庁への報告に係る期間等)	(行政庁への報告に係る期間等)
第十条 (略)	第十条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 金融機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに別紙様式第二号により作成した法第八条第一項に規定する事項を記載した書面(第十二条において「報告書」という。)の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官(金融庁長官の指定する金融機関以外の金融機関にあつては、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長))の承認を受けて、当該提出を延期することができる。	(新設)
4 金融機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。	(新設)
5 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金融機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査する。	(新設)

るものとする。

（提出の経由）

第十二条 金融機関（令第九条第一項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を除く。）は、報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

（標準処理期間）

第十三条 金融庁長官等は、この府令の規定による承認に関する申請がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

（報告の経由）

第十二条 金融機関（令第九条第一項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を除く。）は、法第八条第一項の規定による報告を財務局長又は福岡財務支局長に行うときは、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長がある場合にあっては、当該財務事務所長又は出張所長を経由して報告を行わなければならない。

（新設）

附則

1 (略)

(対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に関する期間の特例)

2 法の施行の日以後最初に行う法第七条第一項の規定による説明書類の作成(同条第二項の規定による電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。)(の作成を含む。以下同じ。))及び法第八条第一項の規定による報告についての第七条第一項及び第二項並びに第十条の規定の適用については、第七条第一項及び第十条第一項中「十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日まで」及び「十月一日から翌年の三月三十一日まで」とあるのは「法の施行の日(法第六条の規定に基づく措置に係る部分にあつては、平成二十二年二月一日)から平成二十二年三月三十一日まで」と、第七条第二項及び第十条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(東日本大震災に伴う対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に係る特例)

3 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)

により法第七条第一項の規定による説明書類の作成若しくは法第八条第一項の規定による報告に支障が生じ、又は法第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による申込みをした中小企業者(法第四条第一項に規定する中小企業者をいう。)(若しくは住宅資金借入者(法第二条第三項に規定する住宅資金借入者をいう。))と連絡を取る

1 (略)

(対応措置等に関する説明書類の作成及び行政庁への報告に関する期間の特例)

2 法の施行の日以後最初に行う法第七条第一項の規定による説明書類の作成(同条第二項の規定による電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。)(の作成を含む。))及び法第八条第一項の規定による報告についての第七条第一項及び第二項並びに第十条の規定の適用については、第七条第一項及び第十条第一項中「十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日まで」及び「十月一日から翌年の三月三十一日まで」とあるのは「法の施行の日(法第六条の規定に基づく措置に係る部分にあつては、平成二十二年二月一日)から平成二十二年三月三十一日まで」と、第七条第二項及び第十条第二項中「前項」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(新設)

<u>いづが困難じある場合によ、</u> 取組様式第1号第5及び第9記欄上の <u>状態を並びに取組様式第1号第5及び第9記欄上の状態を中「記載</u> <u>すること。」</u> ヲ含めさせ「記載すること。ただし、東日本大震災（ <u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴</u> <u>う原子力発電所の事故による災害をいう。この記載上の注意9にお</u> <u>いて同じ。）により、別表の各欄を記載するために必要な書類の滅</u> <u>失その他やむを得ない理由のため、累積額及び累積件数の把握が困</u> <u>難な場合には、可能な範囲で記載することができる。この場合には</u> <u>、その旨及びその理由を注記すること。」</u> ヲ 取組様式第1号第5 <u>及び第9記欄上の状態を並びに取組様式第1号第5及び第9記欄上</u> <u>の状態を中「除く。」</u> ヲ含めさせ「除く。また、債務者から貸付け の条件の変更等の申込みを受け付けた後、東日本大震災により、債 務者と連絡を取ることが困難である場合その他やむを得ない理由の ため、貸付けの条件の変更等の審査について、追加的な期間が必要 となる場合においては、その旨並びにその額及び件数を注記の上、 当該債務者に係るものを除くことができる。」 ヲ含め	
--	--